

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について
－事務ガイドライン－（第1部 証券会社等の監督関係）（2/3）

5-3 登録金融機関の監督事務

5-3-5 法第65条の2第5項に規定する業務の規制に係る留意事項

- (1) (略)
- (2) 法第65条の2第5項において準用し、令第17条の4の規定により読み替えて適用する法第42条第1項ただし書に規定する法第43条第2号に規定する内閣府令で定める状況については、3-4-4から3-4-8までの規定に準ずるものとする。
- なお、証券仲介業務については、3-4-6(3)の①及び②の理論価格、並びに(3)の②及び④の社内ルールについては、委託証券会社において算出又は策定したものを使用することができるものとする。

(新設)

5-3 登録金融機関の監督事務

5-3-5 法第65条の2第5項に規定する業務の規制に係る留意事項

- (1) (略)
- (2) 法第65条の2第5項において準用し、令第17条の4の規定により読み替えて適用する法第42条第1項ただし書に規定する法第43条第2号に規定する内閣府令で定める状況については、3-4-3から3-4-10(3-4-5を除く)までの規定に準ずるものとする。
- なお、証券仲介業務については、3-4-8(3)の①及び②の理論価格、並びに(3)の②及び④の社内ルールについては、委託証券会社において算出又は策定したものを使用することができるものとする。

8-5 営業報告書

証券金融会社に関する内閣府令第3条の4第1号に規定する営業報告書(別紙様式1) 3に規定する「個人情報保護に関して講じている措置の状況」の記載については以下の点に留意するものとする。

- (1) 「安全管理措置の実施状況」欄に記載する内容は、証券金融会社がその取り扱う個人である顧客に関する情報の安全管理、従業員の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について、当該情報の漏えい、滅失又はき損の防止を図るために必要かつ適切な措置として、それぞれ以下に掲げる措置について報告を求めるものとする。

(安全管理について必要かつ適切な措置)

- ① 金融分野における個人情報保護に関するガイドライン(以下「保護法ガイドライン」という。)第10条の規定に基づく措置
- ② 金融分野における個人情報保護に関するガイドラインの安全管理措置等についての実務指針(以下「実務指針」という。)I及び別添2の規定に基づく措置

(従業員の監督について必要かつ適切な措置)

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について
 -事務ガイドライン- (第1部 証券会社等の監督関係) (3/3)

<p>9-3 証券仲介業者に関する内閣府令に係る留意事項</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p><u>9-3-1</u> (略)</p> <p><u>9-3-2</u> (略)</p> <p><u>9-3-3</u> (略)</p> <p><u>9-3-4</u> (略)</p>	<p>① <u>保護法ガイドライン第11条の規定に基づく措置</u></p> <p>② <u>実務指針Ⅱの規定に基づく措置</u></p> <p>(<u>委託先の監督について必要かつ適切な措置</u>)</p> <p>① <u>保護法ガイドライン第12条の規定に基づく措置</u></p> <p>② <u>実務指針Ⅲの規定に基づく措置</u></p> <p>(2) 「<u>個人である顧客に関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報その他の特別の非公開情報(その業務上知り得た公表されていない情報をいう。)</u>の目的以外の目的のために利用されないことを確保するための措置の実施状況」欄の記載上の注意(3(2))における「<u>その他の特別の非公開情報</u>」とは、労働組合への加盟、民族又は性生活に関する情報をいい、「<u>適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的</u>」とは、<u>保護法ガイドライン第6条第1項各号に列挙する場合をいう。</u></p> <p>9-3 証券仲介業者に関する内閣府令に係る留意事項</p> <p><u>9-3-1 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第3号の2について</u> <u>証券仲介業者が個人である顧客に関する情報の安全管理、従業者の監督及び当該情報の取扱いを委託する場合の委託先の監督について講じなければならない必要かつ適切な措置については、3-4-3の規定に準ずるものとする。</u></p> <p><u>9-3-2 証券仲介業者に関する内閣府令第15条第3号の3について</u> <u>証券仲介業者に関する内閣府令第15条第3号の3については、3-4-4の規定に準ずるものとする。</u></p> <p><u>9-3-3</u> (略)</p> <p><u>9-3-4</u> (略)</p> <p><u>9-3-5</u> (略)</p> <p><u>9-3-6</u> (略)</p>
--	---